

令和6年4月10日

保護者の皆様

高浜市立南中学校長

清水 美智男

台風等異常気象時における生徒の安全確保について

陽春の候、保護者の皆様におきましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。台風等異常気象時における生徒の安全確保につきまして、下記のように対応いたします。お子様の安全確保についてご理解の上、ご協力お願いいたします。

記

1 生徒が登校する前に愛知県全域、西三河南部、又は高浜市に「**暴風警報**」が発表された場合

(1) 午前6時までに解除された場合は、通常どおり授業を行います。

※ 上の場合であっても、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険であると思われる場合は、登校せず、その旨を学校へ連絡してください。

(2) 午前6時の時点で警報が発表されている場合、その日は休校となります。

2 生徒の登校後に暴風警報が発表された場合

(1) 風雨の状態により、下校が可能と認められた場合は、直ちに授業を中止し、下校をします。

事前調査で「学校待機・保護者による迎え」を希望した生徒については、迎えに来ていただくまでは校内で待機します。

(2) 下校不可能と認められた場合は、下校させず校内で待機します。その後、学校から家庭に（「すぐーる」にて）連絡をとり、迎えに来ていただきます。

3 暴風警報は発表されていないが、「**大雨警報**」「**洪水警報**」が愛知県全域、西三河南部、又は高浜市に発表された場合

(1) 登校前

道路の冠水、河川の増水等により登校が危険であると思われる場合は、登校せず、その旨を学校へ連絡してください。その後、安全が確認できましたら登校させてください。

(2) 登校後（学校に生徒がいる場合）

今後の気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることがあります。下校が危険であると判断した場合や、今後速やかに回復に向かうと判断した場合は、校内にて待機します。

4 気象に関する「特別警報」が発表された場合

(1) 生徒の登校する以前に「特別警報」が発表されている場合

- ① 登校しない。
- ② 「特別警報」解除後も、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険であると思われる場合は、登校させず、その旨を学校へ連絡してください。その後、安全が確認できましたら登校させてください。

たとえ「暴風にかかる特別警報」が解除されたとしても、その他「暴風雪・大雨・大雪・波浪・高潮にかかる特別警報」が発表されている場合は、登校させないでください。

(2) 生徒の登校後に「特別警報」が発表された場合

- ① 直ちに授業を中止し、災害の状況及び気象、通学路の状況等から判断し、生徒の安全を確保する最善の対応を迅速に行います。
(学校待機、外部の避難所への移動、保護者への引き渡し等、状況により対応が異なります)
- ② 生徒を学校待機とした場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象、通学路の状況等から判断し、安全に下校できると判断できてから下校させます。

5 その他の留意事項

- (1) 台風通過直後の外出では、垂れ下がった電線、増水した川・用水などに近づかないようにしてください。
- (2) 夏休み中の部活動についても、1の記載に従い午前6時の時点で警報が発表されている場合は、休校となります(授業日と同様)。
- (3) 台風等の接近に伴い、翌日暴風警報が発表される可能性が高い場合には、前日に学校給食の中止を決定することがあります。その際は、給食変更のプリントを作成し、各家庭に連絡いたします。

※ 台風等異常気象時における判断は、生徒の安全確保のため、状況に応じて変わることがあります。決定した内容については、「すぐーる」やホームページ等で配信します。より早く情報を把握していただくためにも、必ず「すぐーる」に登録していただくよう、お願いいたします。